

# 税の申告のお知らせ

問 税務課 ☎079-435-0358  
加古川税務署 ☎079-421-2951

所得の申告は、所得税、町民税・県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの計算の基礎となる大切な手続きです。これらの保険に加入している人は、申告により保険料（料）が軽減される場合がありますので、所得がない場合でも町県民税（住民税）申告書を提出してください。

## 所得税

社員の給与収入にかか  
る所得税は、毎月の給料や  
ボーナスから源泉徴収され、  
12月の年末調整によって1  
年間の納税が完了しますの  
で、確定申告の必要はあり  
ません。

会社員などの給与所得の  
人でも、次のような人は申  
告が必要です。

- ① 給与の収入金額が2千万円を超える人
- ② 給与を1箇所から受けている場合で、給与以外の所得金額（不動産所得など）が20万円を超える人
- ③ 給与を2箇所以上から受けている場合で、年末調

## 町県民税（住民税）

確定申告をする人と、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。

**申告が必要な人**

- ① 令和6年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった人
- ② 会社員で、次のいずれかにあてはまる人

・ 勤務先から役場へ給与支

払報告書が提出されていない人  
給与以外に、家賃や地代、農業などの所得がある人（所得が20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です）

・ 令和5年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった人  
・ 所得税がかからない人で、医療費控除などを受けようとする人

## 申告書作成会場のご案内

- ▼ 場所 播磨町役場第2庁舎3階第2会議室
- ▼ 期間・時間 2月16日（金）3月15日（金）（土・日曜日、祝日を除く）、9時～11時、13時～16時
- ▼ 必要なもの マイナンバーカード、源泉徴収票（原本）、控除を受けるための証明書等、振込先の口座番号（本人名義）が分かるもの
- ▼ 受付内容 町県民税、一部の所得税申告

※次の申告は、播磨町役場の申告書作成会場では受け付けできません。e-Tax または加古川税務署の申告会場（加古川総合文化センター）で申告してください。

「譲渡所得（土地・建物・株式など）」「配当所得（株の配当金など）」「事業所得（1年目）」「住宅借入金等特別控除（1年目）」「住宅耐震改修特別控除」「雑損控除」「青色申告」「準確定申告（亡くなった人の申告）」「損失申告」「令和4年分以前の申告」

▼ 注意事項 事業所得などがある人の収支内訳書、医療費控除を申告される人の医療費控除の明細書は、ご自宅で完成させてきてください。電子申告での受け付けとなるため、すでに利用者識別番号をお持ちの人（e-Taxで申告された事がある人や昨年役場で申告した人）は、分かる資料をお持ちください。上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一に伴い、令和5年分以降は所得税と住民税で異なる課税方式を選択できなくなりしますのでご注意ください。

## 納税は期限内に！

税目	納期限	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日（金）	4月23日（火）
消費税及び地方消費税（個人事業者）	4月1日（月）	4月30日（火）
贈与税	3月15日（金）	

※贈与税は「振替納税制度」がありませんので、「スマホアプリ納付」をご利用ください。

自動計算で確定申告書を作成

スマホのカメラで源泉徴収票を読み取り自動入力

**スマホ申告が便利！**

青色申告決算書・収支内訳書も作成可能

消費税の申告にも対応

# 税の申告

## 加古川税務署からのお知らせ

問 加古川税務署 ☎079-421-2951

### 確定申告

申告会場は大変混雑します。混雑を緩和するため、ご自宅などからのe-Tax申告をご利用いただけます。ようお願いします。

申告書などは、スマホやパソコンを使って、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から画面の案内に従い金額などを入力するだけで自動計算で作成・送信できます。

また、印刷して郵送などで提出することもできます。※郵送する場合は、送付先が変更になっています。ご注意ください。

▼ 送付先 〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局業務センター 阪神分室（加古川税務署 担当）

なお、申告会場において申告書の作成を希望する場合は、次の点にご留意ください。



国税庁ホームページ 確定申告書等作成コーナー

確定申告書等作成コーナー



- ・ 申告会場でもスマホでの申告書作成・送信をしていただいています。
- ・ 申告会場で申告する場合は、スマホ、マイナンバーカード（登録した6桁以上の暗証番号も忘れず）、前年の申告書の控え、確定申告のお知らせ（はがき）、ID・パスワード方式の届出完了通知（お持ちの人）をご持参ください。
- ・ 申告会場専用の駐車場はありませんので、公共の交通機関をご利用ください。
- ・ 申告会場では納税できません。口座振替、または簡便・便利なスマホアプリ納付をご利用ください。

## 税金の還付を受ける人へ

確定申告期間中は、大量の申告書が提出される時期ですので、還付金の支払い手続きにはおむね1カ月半から2カ月程度の期間を要することを理解ください。

※ e-Taxで申告した還付申告は3週間程度となります。

## 国税の納付は安心・便利な振替納税をご利用ください

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書や納税通知書などのお知らせはありませんので、振替納税を利用していない人は、スマホアプリ納付や、クレジットカード納付、金融機関などで納期限までに納付してください。



国税庁ホームページ スマホアプリ納付の手続き

スマホアプリ納付



## 確定申告会場

- ▼ 場所 加古川総合文化センター（加古川市平岡町新在家12247）
- ▼ 日程 2月16日（金）～3月15日（金）9時～16時（土・日曜日、祝日を除く）
- ※ 土・日曜日、祝日のうち2月25日（日）のみ開設していますが、大変混雑が見込まれますので、平日にお越しください。

## インボイス発行事業者は消費税の申告が必要

申告書の作成には8%と10%の税率ごとに区分する「課税取引金額計算書」が必要となりますので、作成をお願いします。

なお、免税事業者がインボイスの登録申請を行った場合、「2割特例（納税額を売上税額の2割とする方法）」の選択が可能です。



国税庁ホームページ 動画で見る確定申告



国税庁ホームページ 消費税関係